

南種子町町制施行 70 周年記念事業ロゴマーク募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が令和8年10月15日に町制施行70周年を迎えることを町内外に広く周知し、及び広報するため、町が実施する町制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）において活用するロゴマークを募集し、及び策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(募集要件)

第2条 募集するロゴマークの要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 記念事業の主題である協創を象徴するものであること。
- (2) 町制70周年の機運を盛り上げ、町内外に分かりやすく広報できるものであること。
- (3) 自作かつ未発表のものであること。
- (4) 南種子町公式キャラクターデザイン等の利用に関する要綱（平成27年告示第28号）第2条に規定する基本デザインを使用することができる。
- (5) 用紙（日本産業規格A列4番程度）1枚につき1点の作品とし、作品には色を付けること。ただし、単色化又は拡大させ、若しくは縮小させた場合であってもデザインの印象を損なわないものとすること。
- (6) JPEG, PNG, GIF又はPDFのいずれかの形式とし、ファイルサイズは、5メガバイト以下とすること。
- (7) アニメーションロゴマークによる応募にあっては、静止画として利用するためのロゴマークも添付すること。

(応募資格)

第3条 ロゴマークに応募できる資格は、問わない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを除く。

(募集期間)

第4条 ロゴマークの募集期間は、令和8年1月13日から令和8年2月27日までとする。

(応募方法)

第5条 ロゴマークの応募方法は、オンライン、郵送又は持参とし、1人につき3点まで応募することができる。

- 2 オンラインで応募する場合は、専用の応募フォームを用いて応募しなければならない。
- 3 郵送で応募する場合は、作品の裏面にデザインの趣旨説明又は作者の思い、住所、氏名、生年月日、職業又は学校名及び連絡先を記載しなければならない。
- 4 持参して応募する場合は、前項に規定する記載事項を記入した作品を企画課に提出して応募しなければならない。
- 5 応募に関し必要な費用は、応募者が負担しなければならない。

(審査)

第6条 応募された作品は、南種子町町制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」

という。) が審査し、最優秀賞の 1 点を選出するものとする。

(受賞作品の発表)

第 7 条 受賞された作品は、町広報、ホームページ等で発表し、受賞者に直接通知する。

(著作権等)

第 8 条 応募作品の著作権、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、町に帰属する。この場合において、第 7 条の規定により最優秀賞を受賞した者（以下「著作者」という。）は、ロゴマークの使用に関して著作者人格権を行使できないものとし、商標登録及び商品化に関する対価は無償とする。

2 応募作品は、返却しない。

3 著作者は、採用された作品の一部を必要に応じて補正することに同意するものとする。

4 実行委員会の会長は、応募作品が既発表作品と酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害になる場合又はこの告示に反している場合は、前条の規定による受賞結果発表後であっても、受賞を取り消すことができる。

5 応募作品に関し、第三者から権利侵害等の損害賠償の訴えが提起された場合は、応募者自らの責任及び費用で解決しなければならない。

6 応募作品に関連して、町が損害を被った場合は、町は、応募者に対し損害賠償を求めることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの募集に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 7 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。